

# 令和8年1月 大津市営堅田霊園（メモリアルパーク堅田）募集要項

## 所在地

大津市衣川三丁目248番地の1

## 募集する墓地の種類及び数

第1種 12区画（墓域 1A-0325、1B-0224、1C-0305  
1C-0713、1C-0814、1C-0911  
1D-0209、1E-0313、1F-0201  
1F-0301、1F-0305、1G-0505）

区画が1列に並び通路を背後の墓地使用者と共有しない墓地

第2種 13区画（墓域 2I-0703、2I-0802、2I-0902  
2I-0906、2I-1108、2I-1110  
2J-0808、2K-0508、2L-0209  
2L-0406、2M-0301、2M-0402  
2M-0409）

区画が2列に並び通路を背後の墓地使用者と共用する墓地

（1列に並ぶもので同様の事情にある墓地を含む。）

※面積 0.99m<sup>2</sup>／区画（間口 0.9m×奥行 1.1m）

## 墓地使用料

第1種 440,000円／区画

第2種 380,000円／区画

ただし、後記の申込資格等の(1)の②に該当する「本市に住民登録を有しない者」の墓地使用料については次のとおりです。

第1種 660,000円／区画

第2種 570,000円／区画

墓地使用料は、区画が決定された後、指定する納期限までに、一括により納入をしていただきます。

## 霊園管理料

1区画につき、年間3,210円（4月～翌年3月）〔消費税込み〕

3月許可については、267円〔消費税込み〕

※霊園の清掃、植樹、その他霊園施設の維持管理及び光熱水費等の必要な経費としてご負担いただきます。

※指定金融機関窓口での支払いとなり、コンビニエンスストア、郵便局の取扱いはありませんのでご了承ください。

## 申込資格等

(1) 応募資格については次の各号のいずれかに該当する者とします。

① 6か月以上引き続いて本市に住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）  
がされている者。

ただし、現に祭しを主宰すべき遺骨を有する者は、引き続いて本市に住民登録  
されている期間が6か月以上有することを要しない。

② 本市に住民登録を有しない者で、現に祭しを主宰すべき遺骨を有し、かつ、本市に引き続き6か月以上住民登録を有する親族がある者。

なお、使用者となる場合には、使用する墓地の清掃、霊園管理料の納付等の使用者義務を本人に代わり履行する者を本市内に住民登録を有する者の中から保証人として選任する必要があります。

(2) 申込は1世帯1区画とします。1世帯での複数申込みは無効とします。

(3) 既に大津市営堅田霊園の墓地使用が許可されている世帯は、申込みできません。

## 申込に必要な書類

(1) 大津市営堅田霊園公募応募書

(2) 住民票記載事項証明書（世帯全員）※住民日の記載のもの

※コンビニ交付の住民票記載事項証明書には、住民日が記載されないため、本申込にはご利用いただけません。

(3) 申込資格として遺骨を有することが条件となる場合は、火葬許可証等の写し

### 募集

申込用紙の交付期間及び場所

期 間 令和8年1月29日（木）から同年2月13日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

場 所 大津市役所市民部戸籍住民課

※申込用紙はホームページからも取得可能です。

申込受付の期間及び場所

期 間 令和8年1月29日（木）から同年2月13日（金）まで  
市の休日を除く午前9時から午後5時まで

場 所 大津市役所市民部戸籍住民課

※郵送による申込受付は原則行いません。

※提出は申込者又はその世帯員によるものとします。

### 使用区画の決定

公開抽選 令和8年2月25日（水）午前10時30分から

大津市役所 本館 5階 互助会和室

応募者数が各区分の募集対象区画数を上回るときに限ります。

抽選は区画毎に行うこととし、立会にお越しいただいた方の中より抽選機を操作して頂きます。

### 使用区画の通知

抽選結果及び使用区画を応募者あて通知します。

使用区画の決定後は、「使用区画決定通知書」「大津市営霊園墓地使用許可申請書」及び「大津市営霊園墓地使用料等納付書」をお送りします。

なお、決定した使用区画の変更は認められません。

また、抽選に漏れた方の中から補欠者をあらかじめ決めさせて頂き、当選者の使用許可申請手続完了をもって有効期間の終了とさせて頂きます。

### 使用許可申請

(1) 提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時まで

(2) 提出場所 戸籍住民課

### 使用料等納付

(1) 納付期限 令和8年3月11日（水）

(2) 納付場所 指定する金融機関等

### その他

大津市営霊園条例により、使用許可を受けた日から、7年以内に墳墓または囲障設備を設置していただくことになっております。

使用許可後7年以内に墳墓を設置することなく墓地を返還される場合は、既納の使用料の2分の1の額を返還します。それ以外の場合は一切還付できません。

詳しくは大津市営霊園条例及び大津市営霊園条例施行規則をご確認ください。

※お問合せ先：大津市役所市民部戸籍住民課施設管理係 077（528）2702